



清涼飲料水の規格基準の改正について

平成 29 年 9 月 22 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会が開催され、清涼飲料水の規格基準の改正について審議が行われました。新たに食品安全委員会からの答申があった「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」と「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」に規定されている「亜鉛」、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」と現行基準値設定の無い「亜硝酸性窒素」及び「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の製造基準」に規定されている「鉄」と「カルシウム・マグネシウム等(硬度)」の基準値について審議が行われました。

その結果、それぞれの項目において、亜鉛は基準値削除、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は基準値変更無し(10mg/l)、亜硝酸性窒素は基準0.04mg/lとして新たに項目追加となる見通しとなりました。

また、鉄とカルシウム・マグネシウム等(硬度)については、基準値削除となる見通しとなりました。

今後、パブリックコメント等の手続きを踏んだ後、告示の改正が行われる予定となっています。

当社では、清涼飲料水の水質検査だけでなく、水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GLP 及び ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 29 年 9 月 22 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会資料
環境検査箇所 貝森繁基

「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の策定について

「水銀に関する水俣条約」が本年 8 月 16 日に発効されました。

また、同条約の実施を確保し、その他の必要な措置を講ずるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」も同日、一部規定を除き施行されました。

この度、この施行を受け、また、産業構造審議会・中央環境審議会の答申を踏まえ、日本における水銀対策の全体像や将来像を包括的に示した「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を主務大臣が策定し、平成 29 年 10 月 16 日付けの官報に掲載されました。

また、主務大臣関係府省庁で構成する「水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議」も、図表入りの報告書形式で同計画を公表しました。

なお、本計画は水俣条約第 20 条の規定に基づき作成する実施計画に相当するものとして、今後同規定に基づき条約事務局に提出される予定です。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 10 月 16 日付 環境省報道発表資料
分析技術箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 第 1 回食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会について](#)
- [2. PFOS 等に関する、使用することができる用途等について\(答申\)](#)
- [3. 東京湾環境一斉調査 結果概要について](#)
- [4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について\(株式会社かんてんエンジニアリング\)](#)
- [5. " \(北電テクノサービス株式会社\)](#)
- [6. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について\(東京鐵鋼株式会社\)](#)
- [7. 「水銀に関する水俣条約第 1 回締約国会議」の結果について](#)



絶縁油中の PCB 分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更！

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5 月 1 日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。
<http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraioushichm.pdf>